

## 「不在者投票」の方法について

三笠市の選挙人名簿に登録されている方が出張、旅行、転出等のために市外に滞在、居住している場合の不在者投票の方法は、以下のとおりです。

投票用紙の請求から投票記載まで	
手順 1	「不在者投票宣誓書兼請求書」を記入し、郵送で三笠市選挙管理委員会に投票用紙等の請求をおこなってください。
手順 2	三笠市選挙管理委員会は、ご記入いただいた「不在者投票宣誓書兼請求書」により名簿登録状況を確認して、送付先の欄に記載された住所へ投票用紙等を郵送します。
手順 3	送付された投票用紙等には何も記載せず、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へそのままお持ちください。そこで不在者投票を行うことができます。 なお、不在者投票は投票日当日に行うことができませんのでご注意ください。
手順 4	選挙管理委員会職員の指示に従って投票用紙に記載してください。 ※今回は参議院北海道選挙区選出議員選挙 参議院比例代表選出議員選挙 の2つの投票があります。 以上で不在者投票は完了です。 不在者投票を行った選挙管理委員会が三笠市選挙管理委員会に投票済みの不在者投票用紙を郵送します。
注意事項	
注意 1	メールやFAXでの請求はできません。必ず郵送でご請求ください。
注意 2	開けてはいけない封筒が入っておりますので、これを開封しないでください。
注意 3	投票用紙にあらかじめ候補者の氏名を記載してはいけません。
注意 4	滞在先で不在者投票ができるのは、投票期日の前日までですが、三笠市への転送が間に合いませんので、事前に投票ができる場所・時間を確認し、余裕をもって不在者投票にお出かけください。
注意 5	滞在地が遠隔地の場合は、投票用紙等の郵送等に日数がかかりますのでお早めに手続きをしてください。

### ※不在者投票宣誓書兼請求書の送付先

〒068-2192

北海道三笠市幸町2番地 三笠市選挙管理委員会 宛

電話 01267-2-3195